

法廷証言における日本語独特の表現とその英訳の等価性の問題

—日本人通訳者の訳出表現と英語ネイティブ・スピーカーの表現の比較を中心に—

水野真木子

(金城学院大学)

Abstract

This paper is an interim report of the research project to analyze the gaps between the original Japanese speeches in criminal trials and their English translations and try to find the way to narrow such discrepancies. The main focus is on nuances of typically Japanese expressions often used in trials.

For the above purpose, we used the promotion video “Hyogi (jurors deliberation)” created by the Supreme Court of Japan to select Japanese expressions which seemed to be difficult to translate into English. In mock trials we conducted, such expressions were interpreted into English by Japanese professional interpreters and their translation products were compared with the expressions that native speakers of English used in the same situations.

This paper focuses on imitative expressions, expressions of emotion and verbs with a special meaning and briefly describes tendencies of and differences between the English expressions by the above two groups.

1. はじめに

日本では2009年5月に、司法への市民参加を促進するための「裁判員制度」が導入され、これまで全国各地で外国人を被告人とする要通訳裁判も多く行われてきた。その中で誤訳を含めた通訳エラーが問題になるケースもあり、通訳を介した場合の、原発言と通訳プロダクトとの間の等価がどの程度可能なのか、大きな課題となっている。

本研究の最終的な目標は、法廷での発言において使用される言葉や表現を訳した場合、原発言と通訳プロダクトの間でどのようなニュアンスの乖離が生じるかを分析し、どの程度まで等価性の実現が可能なのかを検討することである。通訳言語としては、英語を選択し、日本語—英語間の等価性の問題に絞って考察する。

MIZUNO Makiko, “The Issue of Equivalence between Japanese Testimony and its English Translation in Interpreter-Mediated Court Sessions: Comparison between Japanese Interpreters’ Translation and English Native Speakers’ Expression,” *Interpreting and Translation Studies*, No.10, 2010. pages 177-192. © by the Japan Association for Interpreting and Translation Studies

本研究は、文部科学省の研究助成金(基盤C、平成21年～23年)を得ており、3年間の研究期間を通して、法律家の使う表現と証人や被告人といった一般人の使う表現の両方について分析をし、最終的にはそれらの表現と、最も等価であると思われる英語訳との対訳集を作成する予定である。本稿は、平成21年度末までの成果の一部を暫定的にまとめたものであり、ここでは、被告人や証人の使用する言葉の分析のみを扱う。

2. 研究方法

研究方法としては、以下の流れであった。

- ・最高裁判所が作成した裁判員制度のプロモーション・ビデオ『評議』(日本語)の中の証人尋問と被告人質問のシーンをいくつか選択する。
- ・それを実際に模擬法廷の形に仕立て、プロの通訳者(日本語ネイティブ)に訳してもらい、それを音声記録に残す。
- ・その音声を起こして、その中で日本語に典型的な表現の箇所の英語通訳バージョンを取り出す。
- ・それらの日英間の表現の「ズレ」について、英語のネイティブ・スピーカーとの検討会を通し、その典型的パターンを確認する。ここでの目的は、ネイティブ・スピーカーに日本語を英訳してもらうのではなく、状況に対して適切かつ自然な英語表現について検討してもらうことである。

英語のネイティブ・スピーカーとの検討会では、以下のようなプロセスを経た。

- *まず、彼らに日本語のシナリオを読んでもらう。それと同時に、ストーリーの流れとその中の発言を取り巻く状況について説明した。
- *問題となる箇所ごとに、日本語表現をもとに、そのような状況では英語ネイティブ・スピーカーはどのような表現を使うのが自然であるか、という質問をした。そのまま、英語表現が簡単に出てくるものは、それをネイティブ・スピーカーの表現として採用した。しかし、彼らにとって分かりにくい日本語表現もあり、それについては、日本人通訳者の通訳例を見せ、違和感なく受け入れられるかどうか判定してもらった。違和感がある場合は、どの点が不自然なのか議論した。
- *日本人特有の感性を表す表現など、さらに深い考察が必要な箇所もいくつかあり、それについては、辞書を使ったりしながら議論を行った。ただし、筆者としては最初に自らの英訳を出すことはせず、あくまでネイティブ・スピーカーからの英語表現の提示を待って、その上で議論した。

ビデオ『評議』は日本人向けであり、法廷のシーンは、当然のことながら、全て日本語である。しかし、法廷で通訳人が必要になるのは外国人被告人の外国語の証言を訳す場合だけではなく、日本人の証人の証言を外国人被告人に聞かせる場合もある。また、最近では犯罪被害者が出廷するケースもあり、その被害者が日本語を解さない外国人であれば、審理全てを外

国語に訳す必要が出てくる。そのようなケースを想定した場合、『評議』の中の全て日本語のシーンを英訳するという設定も、実際の裁判で起こりうる状況である。

被験者として通訳人役を依頼したのは4名の女性通訳者で、4名とも正式の会議通訳のトレーニングを受けており、実際に通訳の仕事をしている。2009年11月と同12月に、2回に分けて2名ずつを対象に実験を行った。なお、模擬裁判後には、それぞれフォローアップ・クエスチョンを行い、自分の通訳に関する問題点を語ってもらった。

また、英語表現に関する筆者らとの検討会に参加した英語のネイティブ・スピーカーは4名で、皆、日本在住の男性英語教師である。そのうち3名が大学教授、1名が英会話学校の経営者である。4名とも、ある程度日本語の知識があるが、日本語ネイティブ・スピーカーのレベルではない。検討会は、2009年12月、2010年1月および2月に、それぞれ1名、1名、2名と、3回に分けて行った。

3. 結果

使用したシナリオは本稿の末尾に載せてあり、実際にはその中で下線を引いた部分すべてについて分析を行ったが、本稿では「擬態語」「感情表現」「特殊な動詞表現」の3項目に焦点を当てて紹介する。

3.1 擬態語

日本語表現の特徴として豊富な擬声(音)語・擬態語表現が挙げられる。法廷では、法律家の発話にはそれらの表れる頻度は低いですが、一般人である裁判員、そして被告人や被疑者の発話には頻繁に使用されている(堀田 2009)。

擬音語は世界中どこかの言語にも同じようにあるが、擬態語はそうでもなく、多い言語と少ない言語の差が大きい。日本語は擬態語が非常に多いことで知られている。擬態語とは、「様子」や「心情」などを描写するレトリックである。つまり、音をたてないものごとの様子を、音声的な印象に移し替えて象徴的に表現するものである。本稿では『評議』に出てきた擬態語「ずるずると」を取り上げ、その訳出における傾向と問題点について述べる。

『評議』では、以下の文脈でこの表現が出現した。

(例) 検察官:その後どうなりましたか。

証人: それから朝倉さんは「俺と結婚しよう」と何度もいうようになりました。でも、私は朝倉さんと、ずるずるとそうになってしまうのはいやでした。

検察官:あなたがそのような気持ちでいるときに、事件が起こったわけですね。

証人: はい。

辞書の解説が用語の現在の用法を正しく伝えているとは限らないが、参考までにいくつかの辞書の説明文から「ずるずると」という副詞の意味をまとめると、大きく分けて以下のようになる。

- 1 重い物や長い物をゆっくり引きずったり、それらが 少しずつ滑り落ちたり、後退したりす

るさま。

- 2 物事の決まりをつけずに長引かせているさま。引きずられるように物事にはまり込んだりするさま。
- 3 音を立てて汁を飲んだり鼻汁をすすったりするさま。また、その音を表す語。

例文の「ずるずると」は、文脈から、上記の2の意味がぴったり当てはまり、「引きずられるようにはまり込んだ関係において、はじめがつかない状態を長引かせる」ことを表現する言葉であると判断できる。

この下線部「ずるずるとそうになってしまうのはいやでした」に対する日本人通訳者の訳出は以下であった。(その部分だけを抜粋。以下同様。)

didn't want to keep this relationship in this way

didn't like it that way

did not want to continue the relationship with him.

didn't want to continue the relationship with him

それに対し、英語ネイティブ・スピーカーの訳出は以下であった。

couldn't keep the relationship going on (to drag on) like this

couldn't continue a relationship with him like this (in this way)

didn't want the relationship to drag on

couldn't keep going on like this

日本人通訳者とネイティブ・スピーカーとの文法上の一番の違いは日本人が全員‘did not want to’という表現を選択したのに対し、ネイティブ・スピーカーは‘could not’を使用するケースが多かったことである。ネイティブ・スピーカーの感覚では、‘did not want to’は、あくまで自己の意志を表し、‘could not’は(自分の意志とは別の)外的状況によって不可能になるという意味になるという。つまり、社会的、道徳的にそういうことをしてはいけない、などである。ネイティブ・スピーカーの中にも、1人‘did not want to’を使った人がいたが、ここで問題となっている行為、つまり、婚約者がいながら他の男性と性的関係を持ったこと、に対する個人の価値観が、英語表現の選択に影響を及ぼしているのかもしれない。いずれにせよ、ネイティブ・スピーカーに関しては、元の日本語から訳すのではなく、状況から適切な表現を行ったものであり、かなり個人的な感覚による表現の選択であったと言える。

これに対し、日本人通訳者は全員、元の日本語表現の「いやでした」をそのまま直訳的に訳して‘did not want to’としている。つまり、日本語表現をそのまま素直に訳した表現を使用しやすいという1つの傾向が表れたと言えよう。

「ずるずると」の部分については、日本人通訳者の訳出は、ほとんどが「(彼との／そのような)

関係を続けたくなかった」という意味の英文になっていて、上記のような「けじめがつかない状態を長引かせている」というニュアンスが欠けており、‘keep’や‘continue’に「続ける」という意味を持たせる程度であった。ところが、ネイティブ・スピーカーの場合、‘going on’や‘to drag on’のような表現が使われ、このような自動詞によって、自分の意志とは別に関係が続いていくというニュアンスが出ている。「ずるずると」という表現の意味については、登場人物の関係性の説明から、特に問題なく理解してもらえたようだった。

英語には擬声語・擬態語が少ないが、かなりの程度まで動詞や形容詞で状態を表すことができる。日本人の場合、通訳者になれるほどの英語力の持ち主であっても、ネイティブ・スピーカーの語感で動詞や形容詞を駆使し、擬声語や擬態語のニュアンスを出せる英語運用能力のある人材は多くないのではないかと考えられる。内容が日常的になればなるほど、その傾向は強まるように思われる。

3.2 感情表現

感情表現も、証人尋問や被告人質問の場面で頻出する。事件の背景にある人の心情は、裁判員が判断を下す上での重要な要素となる。発言者の感情が通訳を介することでどの程度伝わるかは、非常に重要な課題である。

ここでは、『評議』で出てきた表現を2つ取り上げる。

(例1) 「いたたまれなくなって」

検察官:では、事件があった日のことをお尋ねします。あの日の夜、被告人と被害者があなたの部屋で鉢合せをした時、あなたが部屋を飛び出したのは被告人と別れたからですか。

証人:いいえ、朝倉さんが私と関係を持ったことを中原さんに言ってしまったので、いたたまれなくなって逃げ出してしまいました。

「いたたまれない」を漢字で表わすと「居た堪れない」になり(三省堂「大辞林」)、「その場に居ることが堪らない、つまり、その場にそれ以上とどまっていられない」状態を表す言葉であると言える。ネイティブ・スピーカーに対しては、このような辞書の意味を伝えただけであったが、問題なく理解された。

下線部「いたたまれなくなって」に対する日本人通訳者の訳出は以下であった。

I felt I couldn't be in that room any more

I felt so guilty

I could not stay in the room

I couldn't bear to stay there together with them

それに対し、英語ネイティブ・スピーカーの訳出は以下の2パターンであった。

I was just too ashamed to stay in that room

I just couldn't stand to be in that room any more

どちらも「その部屋にいたくなかった」という部分を中心に据えている訳出がほとんどであったが、ネイティブ・スピーカーによると、この場合‘just’という単語を持ってくることで、そこにいたくない気持ちがより強く伝わるということであった。それに対し、日本人通訳者はだれも‘just’を使用していない。

また、理由に当たる要素を付け加えた訳出が双方に見られ、日本人通訳者によって‘so guilty’が、ネイティブ・スピーカーによって‘too ashamed’が、それぞれ使用された。どちらも本人による独自の解釈に従った想像上の訳であるが、その場の状況からはどちらの解釈も成り立つ。面白いのは、一般に日本は「恥」の文化、欧米は「罪」の文化だと言われるのに反し、解釈が全く逆になった点である。このような状況で‘guilty’と感じるのか、‘ashamed’と感じるのかも非常に興味深い点ではあるが、本稿の守備範囲を超える。

また、‘I felt so guilty’とだけ訳した日本人通訳人は、その後続く部分では、「部屋にいたくなかった」という説明を省き、すぐに「だから部屋を出た」という結論に持って行った。意識の範囲内であるかもしれないが、「いたたまれない」という表現の中核には「そこにいたくない」という意味があるので、これは訳出不足であると言える。

(例 2) 「みじめで悔しい」

検察官：あなたは被害者に追いついたあと、被害者から逆に殴られて倒れましたね。

被告人：はい。

検察官：その時のあなたの気持はどうでしたか。

被告人：殴られて倒れる瞬間、真由美がみているのがわかりました。すっごくみじめで悔しかったです。本当に悔しかった。

「みじめ」の語源は、「見たくないような事態にあること」で、かわいそうで見ると忍びないこと、情けない様、あわれな様を意味する(語源由来辞典)。また、「悔しい」は非常に多くのニュアンスが含まれる語で、状況に応じて訳出表現を変える必要がある(水野 2001)。また、ピーターセン(1990)は、「日本語ならば『悔しい』という一語で完璧に済むが、英語では、まず "a certain mixture of anger and frustration and bitter resentment (over a perceived injustice to oneself)" というようなことから説明しようとするしかない」と述べている。荒木(1994)は、このような言葉のニュアンスはいくつかの要素が組み合わさって出来ており、似たような言葉でも、その組み合わせが異なっているという分析をしている。また、渡辺他(1998)は、「みじめ」「悔しい」に限らずいわゆる「大和ことば」的な感情表現を通訳する際には、正確なニュアンスを伝えるために、その言葉の持つ要素をいくつか状況に応じて組み合わせる工夫が必要であるとしている。

「すごくみじめで悔しかった」に対する日本人通訳者の訳出は以下であった。

I was ah, very sad, and ah, and I'm, I felt so sorry for myself
I felt so miserable, and I couldn't stand it. It was so miserable.
I felt very pitiful about myself, and was very painful.
I really felt miserable and pitiful.

英語ネイティブ・スピーカーの表現は以下であった。

I was so miserable.
I was so humiliated (devastated).
I was so humiliated and miserable
I felt horrible awful

ネイティブ・スピーカーは 4 人とも、日本語の「みじめ」も「悔しい」も知っていた。日本で生活していれば、日常的に触れる表現だという。

ここでは、日本人通訳者、ネイティブ・スピーカーともに、「みじめ」の訳として‘miserable’を使用する傾向が強かった。日本人英語学習者は「みじめ」イコール‘miserable’と学ぶことが多いが、ネイティブ・スピーカーにとっても、‘miserable’は選択しやすい語彙のようである。ところが、今回の比較においては、両者には顕著な違いがある。日本人通訳者の訳出については、「みじめ」と「悔しい」とを分けて考え、「悔しい」のほうの訳出に苦心している様子がうかがえる。そして、「悔しい」に代表される気持ちを通訳人自身の感覚で解釈し、具体化しようとしている。その結果、‘sorry for myself’, ‘I couldn't stand it’, ‘painful’, ‘pitiful’のような訳出になった。それに対し、ネイティブ・スピーカーのほうは、「みじめ」と「悔しい」を 1 つの複合的な気持としてとらえる傾向を示した。

また、ネイティブ・スピーカーとの議論の中で、このような状況においては、‘humiliated’が「みじめ」と「悔しい」の両方を統合した心情を表現するのに最も適切な表現であるとの指摘もあった。さらに、‘devastated’や‘horrible awful’のように、ネイティブ・スピーカーは、その状況について、全体として最悪な心情であると捉える傾向にあった。いずれにせよ、「みじめ」と「悔しい」は、状況に応じてその中核となる感情が変化する。このシナリオの場合、婚約者の前で自分よりも優れていると感じている相手に殴られ、倒れたのだから、「屈辱的」という意味で‘humiliated’は妥当な英語表現であると思われる。

このように、状況を総合的に判断すると、上記のネイティブ・スピーカーのような処理のしかたでも間違いがないと言えるが、法廷という場では、形式的にも意味的にも、極力原文に沿った訳出をすることが求められる。原発言が「みじめ」と「悔しい」という 2 つの言葉を使ったのなら、通訳もそれに従うというのが一般的な考え方である。しかし、上記の通訳者の訳出に示されているように、「みじめ」と「悔しい」については解釈の幅が広く、通訳者によってはその 2 つの表現を全く逆に訳すようなことも起こっている。上記の例では、一人の通訳者は「みじめ」

に'pitiful'という訳語を選択し、もう一人は「悔しい」の訳語としてそれを使用している。

このように、個々の単語レベルで考えた場合、ある特定の「正しい訳語」というものは存在せず、ネイティブ・スピーカーが行ったように状況を総合的に判断して訳す手法のほうが、「意味の等価」という点では、より正しい情報が伝わるかもしれない。あるいは逆に、前述した渡辺他(1998)にあるように、「大和ことば」的な感情表現の通訳には、1つの表現に対して、2つ、3つと異なる訳語を並べて補完的に説明することで、より等価な表現が実現することもあるだろう。

法廷通訳において「形式の等価」が重要となるのは主に法律用語や法的表現である。定型化された文言は、その形式自体に意味があり、それによって極めて正確に概念が伝達できるようになっている。しかし、被告人や証人の証言のような一般的な発話に関しては、「意味の等価」が重視されるべきであり、それによって多少「形式の等価」が犠牲になってもやむを得ないと思われる。

3.3 特殊な動詞表現

ここでは、特殊な動詞表現を取り上げる。

(例 1) 「情にほだされる」

証人： 私は中原さんと婚約をしていながら、彼の親友である朝倉さんと一度だけ浮気をしてしまいました。朝倉さんは私のことを愛してくれていたと思います。でも、私は中原さんのことを愛していました。

弁護士： 被害者の情にほだされ、一度だけ関係を持ってしまったものの、それは恋愛感情ではなかったということですね。

証人： 朝倉さんにも心を引かれたことは否定しません。でも、もう一度やり直したい。私は中原さんとやり直したいです。

「情にほだされる」とは、かなり古めかしいニュアンスを持つ表現であり、若い世代ではほとんど使われていないようである。筆者の大学でゼミ生にこの表現を知っているかどうか尋ねたところ、ほとんどの学生が聞いたことがないと答え、聞いたことがある学生も、その意味はわからないと答えた。「情にほだされる」の「絆す」(ほだす)の意味は、1.「綱でつなぎとめる。縛る」、2.「人の自由を束縛する」である(三省堂「大辞林」)。つまり、「情にほだされる」とは、相手の愛情などに精神的に縛られるという意味であるが、この表現は、そのままでは曖昧であり訳すのは難しい。このシナリオでは、冒頭部分に以下のやり取りがあるが、上記に示したような、この表現が出てくる直前の部分とともに訳出のヒントになるはずである。

検察官： では、あなたと被告人、そして被害者の関係をお尋ねします。あなたは、被告人と同棲していながら、なぜ、被害者とも関係を持つようなことになったのですか。

証人： 私は中原さんとだったら、一緒に暮らしていけると思っていました。でも同棲を始めてから中原さんの仕事が忙しくなって、一人でいる時間が増えると、ふと、これでいいのかなと思うようになりました。別々に暮らしていた時よりもなんだかさみしく

て、そんなとき朝倉さんが現れて、毎日メールや電話をくれて、やさしくしてくれたんです。

「毎日メールや電話をくれて、やさしくしてくれた」という状況の中で「愛してくれていたと思い」、「情にほだされた」のである。これは、相手の自分に対する思いをある程度うれしく思い、それに応えなければならないという義理を感じている状況である。

「情にほだされる」に対する日本人通訳者の訳は以下であった。

you were moved by the love of this victim
you were forced to have the relationship with the victim
you could understand how he was feeling
Feeling the victim's, uh, sentiment to you

ネイティブ・スピーカーの表現は以下であった。

You were very touched (moved) by his strong feelings (passion, ardor) for you
You were very touched (moved) that he had such strong feelings for you
You were carried away by his attention (his expression of love, feelings for you)

日本人通訳者の訳例には、「彼の気持ちに動かされた」というポジティブな気持ちと「関係を持たざるを得ないことになった」というネガティブな気持ち、そして「彼の気持ちを理解した／感じ取った」という中間的な解釈が見られ、個人差が大きかった。模擬法廷後のフォローアップ・クエスチョンでも、通訳者たちは皆、口をそろえて、このような表現を日常生活で使用することはなく、訳出した際にはその意味について理解していたつもりだったが、突き詰めて考えると、本当に正しく解釈できたかどうか自信がないとコメントしていた。

これに対し、ネイティブ・スピーカーの表現は、「彼の強い愛情に非常に心を動かされた／夢中になってしまった」のように、日本人通訳者の訳のどれよりも、ポジティブさの度合いが高いものになっている。彼らは「情にほだされる」という表現を知らず、辞書の説明を見たり、シナリオの状況に関する詳細な説明を筆者らから聞いたりした後に、このような表現を選んだのであるが、そのような状況において日本語の「情にほだされ」に相当する発想はなかったということがわかった。これは、恋愛感情というものに対する感性の違いがその根底にあるのかもしれないし、それはネイティブ・スピーカーが男性であったということにも関係があるのかもしれない。

いずれにせよ、この例のような日本文化に根差した「義理」の気持ちを表すために、あえて「情にほだされる」という表現が使われるとすれば、それを英語で伝えるのは非常に困難だと言えるのではないだろうか。そういう意味で、ここでのネイティブ・スピーカーの表現は、原発言のニュアンスと等価性があるとは言えない。だが、日本人通訳者の訳出についても、それらがそのニュアンスを表現するのに成功しているとも言えない。「情にほだされる」は、日本語としても

完全に把握することは難しい表現である。

(例2)「持っていたナイフがたまたま刺さった」

検察官:それで、カッとなって、朝倉さんを刺したのですか。

被告人:いいえ、持っていたナイフがたまたま刺さってしまったんです。

「たまたま刺さった」の部分が問題であるが、日本語では、何かの行為が行われたときに、それが自然に起こったかのように表現することがある。例えば、人が花瓶を落とした時に、それが意図的でない場合は「花瓶が落ちた」と言う。「ナイフが刺さった」も、その類の表現である。Berk-Seligson (1990)は、受動態は「責任回避の手法」であるとし、Gibbons (2003)は、ある行為を表現する際に「他動性(transitivity)」が低くなるに従い非難の度合いは下がるとしている。日本語でのこのような自動詞の使用は、それに似ていると言える。そういう意味で、ここではこの表現を「特殊な動詞表現」に分類した。

「たまたま刺さった」についての日本人通訳者の訳は以下であった。

The knife happened to stab him

The knife was stuck him by accident. It was just by accident

the knife that I had in my hand accidentally stabbed him

It happened to be that the knife I was holding stabbed him

ネイティブ・スピーカーの表現は以下であった。

The knife stuck him by accident

He was stuck by the knife I was holding by accident

The knife happened to stick him

I stabbed him, but I didn't intend to. It was by accident

日本人通訳者とネイティブ・スピーカーの表現の間の大きな違いは、‘stab’という単語の扱いである。ほとんどの日本人通訳者が「ナイフが刺した」とナイフを主語にして訳しているが、ネイティブ・スピーカーでそのような表現を使った人はいなかった。彼らの説明では、そのような表現はあり得ないということである。このような文脈における‘stab’は「行為者(人)」が存在して成立つ動詞である。‘Stab’を使用したネイティブ・スピーカーは、‘I’を主語にして「私が刺した」と言った上で、それが意図的ではなかったことを強調する表現にしている。もし仮に、‘stab’を使った、上記の日本人通訳者の訳文のような表現があるとすれば、それはどこかからナイフが飛んできて刺さったというような状況しかないという。

日本人の通訳者の場合、「ナイフで刺す」という場合に、一番先に訳語として浮かぶ単語が

‘stab’である。やはり傷害事件を取り上げた、2007 年に行った別の模擬法廷による実験でも、パイロット・リサーチとして 23 名の通訳学習者を対象に訳語選択を調査したが、その際にも、上記の通訳者が行ったような、ナイフを主語にして‘stab’という動詞を使ったケースがほとんどであった。これが日本人通訳者あるいは日本人英語学習者の陥りやすい誤りであると言える。

ネイティブ・スピーカーは、このような場合は‘stick’を使うことが多いようである。この単語は、「刺す」と同時に「刺さる」も含むので、‘The knife stuck him.’(ナイフが彼に刺さった)と言えるのである。このように、どの動詞がどのような用法を持つのか、瞬時に判断できるのはネイティブ・スピーカーの特徴であり、そこまで英語の語感が発達している日本人通訳者は少ないのかもしれない。特に、法廷通訳者は、会議通訳者に比してレベルのばらつきが大きいことが問題になっており、このような点でつまづく通訳者も多いと想像できる。

4. 考察

以上、3 つの項目について、日本人通訳者と英語イティブ・スピーカーとの間の英語表現の「ズレ」について分析した。その結果、取り上げたすべての表現において、何らかの形で「ズレ」が存在することが確認された。もちろん、個人差の問題もあるが、それぞれのグループに、表現上、何らかの傾向が見られ、グループ間の「ズレ」と認識できるものが多かった。

一番「ズレ」の大きかったのは、「(たまたま)刺さってしまった」という表現であったが、結果として、日本人は、文法的には誤っていないが、用法上不自然な英語表現を使用した。このような現象は、英語学習の過程で頻繁に生じるものであり、習熟度に応じて減少していくが、盲点になっている表現もいくつか存在することが予想される。今回使われた‘stab’という動詞もそのひとつであろう。実際に英語圏の国での生活経験のある人は、このような表現については、比較的容易に自然な訳出ができるのかもしれない。

擬態語、感情表現などは、日本人通訳者とネイティブ・スピーカーの間に多少の傾向の差は見られるが、解釈の幅が大きいので個人の感覚の違いが表現の差を生んだと思われるものも多く、それぞれのグループ内での個人差も大きかった。擬態語に関しては、英語に擬態語としての等価物がないため、擬態語から想起される状況に対してどのような説明を与えるかという点がポイントになったが、英語という、より論理的かつ説明的な言語を母語として使い慣れているネイティブ・スピーカーのほうが、的確な表現を生み出すことができた。日常生活において理屈ではなく感覚で擬態語を使っている日本人通訳者にとっては、その表わす状況を一度論理的に捉え直すという、普段やっていない作業を行い、その上でそれに当たる英語の動詞や形容詞を選び取るという複雑な訳出のプロセスが必要になる。通訳は一瞬の勝負であるから、的確で十分な表現を出すのはそれほど簡単ではないようである。

また、「情にほだされる」というような日本語特有の表現は、ネイティブ・スピーカーにとってはその感覚を捉える事自体が難しいようで、その表現は非常に直接的かつ具体的になりすぎて、元の表現のニュアンスは完全に失われていた。しかし、日本人通訳者も、その表現に特有のニュアンスを感覚的に理解することはできても、英語に置き換えるためには何らかの具体化が必要になり、結果として、その表現の全体像ではなく、一部の要素しか反映されない訳出になっていた。このような特殊な日本語表現は、日本人通訳者と英語ネイティブ・スピーカーの間

の「ズレ」を考える以前に、そもそも英語という言語に等価物を見出すこと自体が難しい、非常に「日本的なるもの」であると言ってよいのではないだろうか。

5. 今後の課題

今回の分析の対象は、日本人通訳者と英語のネイティブ・スピーカーがそれぞれ4名ずつであった。しかも、通訳者は女性、ネイティブ・スピーカーは男性というように、性別も偏ってしまった。本来ならば、もっと多くの人数を対象にし、可能な限り「特異性」や「性別」の問題をクリアすべきであったが、時間や予算の関係で、取りあえず、このメンバーのデータで分析することになった。この少ない人数でも、英語表現においてそれぞれのグループに、ある程度の傾向は認められ、「ズレ」についても確認できたことは幸いであった。今後は、今回取り上げた表現すべてにそれが有効であるかは疑問であるが、それぞれの表現について、コーパス・ツールを使用するなど、より科学的な方法を用いて別の角度からの分析も必要である。

なお、本科研プロジェクトの目的は、法廷で多用される用語や表現について、日本語・英語間のもっとも等価性の高い表現について検討していくことであるから、日英両言語間の「ズレ」の分析結果について、どこまでその乖離の修正が可能かという点についても踏み込んで考察していく必要がある。

また、本稿の内容はパイロット・リサーチとしての位置づけであるので、今後は、実際の法廷や模擬法廷でのやり取りから、法的専門表現も含め、より多くの法廷での表現を取り上げ、日本の法廷という文脈にふさわしい英語への訳出表現について、様々な角度から検討を加えていく予定である。

【著者紹介】

水野真木子 (MIZUNO Makiko) 金城学院大学文学部英語英米文化学科教授。専門分野はコミュニティー通訳論、司法通訳論。主な著書は『実践、司法通訳 シナリオで学ぶ法廷通訳』(共著) 現代人文社、『コミュニティー通訳入門』(単著) 大阪教育図書、『通訳実践トレーニング』(共著) 大阪教育図書、『司法通訳』(共著) 松柏社、『グローバル時代の通訳』(共著) 三修社など。その他、コミュニティー通訳関連の論文多数。

【引用文献】

- 荒木博之 (1994) 『日本語が見えると英語も見える』 中公新書
最高裁判所広報ビデオ『評議』[Online] <http://www.saibanin.courts.go.jp/news/video2.html>
ピーターセン、マーク(1990) 『続・日本人の英語』 岩波新書
堀田秀吾 (2009) 『裁判とことばのチカラ』 ひつじ書房
水野真木子 (2001) 『通訳のジレンマ』 日本図書刊行会
渡辺修、長尾ひろみ編 (1998) 『外国人と刑事手続き』 成文堂
Berk-Seligson, S. (1990). *Bilingual Courtroom*. Chicago: The University of Chicago Press.

Gibbons, J. (2003). *Forensic Linguistics: An Introduction to Language in the Justice System*.
Malden/Oxford: Blackwell Publishing.

【参考にした辞書】

広辞苑第六版 岩波書店

大辞林 (2006) 三省堂

デジタル大辞泉[Online]

<http://kotobank.jp/word/%E3%81%9A%E3%82%8B%E3%81%9A%E3%82%8B>

語源由来辞典[Online] <http://gogen-allguide.com/mi/mijime.html>

【巻末資料】

シナリオ

本シナリオは証人尋問と被告人質問の場面であり、検察官、弁護人それぞれの質問のシーンが入っている。下線部は訳出に問題が生じやすいと考えた箇所であるが、本稿で触れたのは、その内の一部である。

1) 証人尋問

検察官:では、あなたと被告人、そして被害者の関係をお尋ねします。あなたは、被告人と同棲しているながら、なぜ、被害者とも関係を持つようになったのですか。

証人: 私は中原さんとだったら、一緒に暮らしていけると思っていました。でも同棲を始めてから中原さんの仕事が忙しくなって、一人でいる時間が増えると、ふと、これでいいのかなと思うようになりました。別々に暮らしていた時よりもなんだかさみしくて、そんなとき朝倉さんが現れて、毎日メールや電話をくれて、やさしくしてくれたんです。

検察官:それで朝倉さんと一度だけ関係を持ってしまったということですか。

証人: はい。

検察官:その後どうなりましたか。

証人: それから朝倉さんは「俺と結婚しよう」と何度もいうようになりました。でも、私は朝倉さんと、ずるずるとそうになってしまうのはいやでした。

検察官:あなたがそのような気持ちでいるときに、事件が起こったわけですね。

証人: はい。

検察官:では、事件があった日のことをお尋ねします。あの日の夜、被告人と被害者があなたの部

屋で鉢合せをした時、あなたが部屋を飛び出したのは被告人と別れたかったからですか。

証人： いいえ、朝倉さんが私と関係を持ったことを中原さんに言ってしまったので、いたたまれなくなって逃げ出してしまいました。

検察官：では、その後、A地点で被告人と被害者がもみ合っている時、あなたはどこにいましたか。

証人：二人のことが心配になって、このあたりまで戻りました。刺された場所からは 10 メートルぐらい離れていたと思います。

検察官：それではそのときの被告人と被害者の状況について教えてください。

証人：朝倉さんが中原さんの顔を一度殴り、中原さんはその場に倒れこみました。

心配になって近づこうとすると、朝倉さんが「真由美」と、私に叫びながら、こちらに向かってきました。そのあと、中原さんもすぐに果物ナイフを拾って、朝倉さんのあとを追いかけてきました。

検察官：その際に被告人は被害者が急に立ち止まったので、ナイフが背中に刺さってしまったと供述していますが、その点についてはどうでしょう。

証人：一瞬のことだったので、よくわかりません。

検察官：被告人はその直前に、「朝倉待て」と叫んだと言っていますが、これについてはどうですか。

証人：言ったような気がします。でも、絶対に言ったかどうかと言われるとはっきりしません。すみません。

検察官：あなたが駆け付けた時、被害者はどういう状態だったか覚えていますか。

証人：「やめて」と言いながら駆けつけると、朝倉さんは背中を押さえて痛そうにしていました。それで、あわてて中原さんから果物ナイフを取り上げました。

検察官：その時被告人は、どのように果物ナイフを持っていたか。

証人：このように右手で持っていました。

検察官：質問は以上です。

.....
(補足)

弁護人：被害者は、今後自分を選ぶか被告人を選ぶかは、婚約者であるあなたが決めるべきだと言いました。あなたの率直な気持ちをお聞かせください。

証人：私は中原さんと婚約をしていながら、彼の親友である朝倉さんと一度だけ浮気をしてしまい

ました。朝倉さんは私のことを愛してくれていたと思います。でも、私は中原さんのことを愛していました。

弁護人：被害者の情にほだされ、一度だけ関係を持ってしまったものの、それは恋愛感情ではなかったということですね。

証人：朝倉さんにも心を引かれたことは否定しません。でも、もう一度やり直したい。私は中原さんとやり直したいです。

検察官：被告人は懲役で何年か刑務所に入る可能性があります。それでもあなたはやり直すと言い切れるんですか。

証人：刑務所に入っても出てくるのを待ちます。私は今回の事件で自分の気持ちがはっきりとわかりました。私は……中原さんを愛しています。

2) 被告人質問

弁護人：事件があった日の夜のことをお尋ねします。あなたが真由美さんと同棲していた部屋に帰ってきたとき、被害者がいるのを見て、あなたがそれを咎めたということですが、被害者は、そのあと、どうしましたか。

被告人：朝倉さんは僕に、真由美とすでに関係を持ったことを話し、「真由美の心はもうお前から離れている」「くやしかったら力づくで取り返してみろ」「お前みたいな意気地なしにできるわけないけどな」と言って部屋を出て行ったんです。

弁護人：その後、あなたも部屋を出ていますが、それは被害者に仕返しをしようとしたからですか。

被告人：違います。僕は真由美のことが心配だったんです。このまま、どこかに行ってしまうんじゃないかって。朝倉さんと違って、僕は中小企業のサラリーマンです。でも、真面目に一生懸命働いて、彼女を誰よりも幸せにしたかった。

弁護人：そうですか。あなたは部屋を出る時に果物ナイフを手にしています。それはなぜですか。

被告人：真由美のことを追いかけようと思ったんですが、朝倉さんに邪魔をされたらと不安になって。

弁護人：あなたは最初からナイフで被害者を刺すつもりだったんですか。

被告人：いえ、刺すつもりなんてありませんでした。ただ僕は朝倉さんに比べて体も小さいし、運動もあまり。だからもし彼に反撃されたらと思って、やむを得ずナイフを持ちました。

.....
検察官:あなたは朝倉さんが真由美さんとすでに関係を持ったことを知ってどう思いましたか。真由美さんを取り戻したいと思いませんでしたか。

被告人:思いました。

検察官:だからあなたは台所にあった果物ナイフを持ち出したのではないんですか。朝倉さんを殺さなければ真由美さんを取り戻せないと考えたのではないんですか。

被告人:違います。絶対に違います。

検察官:では、なぜナイフを持ち出したんですか。

被告人:あいつが邪魔をしたらと思って……。

検察官:あなたは捜査段階で取り調べの警察官に対して「被害者を刺すつもりでナイフを持ち出した」と述べています。

被告人:あの時は、……混乱していたんです。

検察官:あなたは被害者に追いついたあと、被害者から逆に殴られて倒れましたね。

被告人:はい。

検察官:その時のあなたの気持はどうでしたか。

被告人:殴られて倒れる瞬間、真由美がみているのがわかりました。すっごくみじめで悔しかったです。本当に悔しかった。

検察官:それで、カッとなって、朝倉さんを刺したのですか。

被告人:いいえ、持っていたナイフがたまたま刺さってしまったんです。

.....
(補足)

弁護人:あなたはこの事件後、勤めていた会社から解雇通知を受けていますね。

被告人:はい、クビになってしまいました。それに朝倉さんとの示談のために貯金も使ってしまった。

弁護人:今、被害者に対してはどのように思っていますか。

被告人:被害者の朝倉さんに大けがを負わせてしまったことは、大変申し訳なく思っています。

弁護人:以上です。

本研究は科学研究費補助金(C)21520454の助成を受けたものである。